

大名美恵子です

〒319-1112 東海村村松 2401-2
電話・FAX 029-284-0761
E-mail toukai@oona-mieko.info

2019 年度押延区自治会総会に出席

毎年度、4月の第1週日曜日を予定に自治会の総会が開かれます。今年度は7日に行われました。来賓としてよばれましたので、挨拶させていただきました。

お早うございます。定期総会おめでとうございます。押延地区がますます住みやすい地域となりますよう自治会活動の発展を祈念いたします。

さて、いただいた時間で、2つの点でご報告し、皆さまへのごあいさつとさせていただきます。

1つは、消防署の脇に建設が進められています(仮称)歴史と未来の交流館に関連したことですが、東海村の歴史についてです。

押延地区は、貝殻が出たり古くから住民の暮らしがあったことが伺えますが、東海村には豊富な歴史的出土品があります。旧中央公民館は現在倉庫のようになっていますが、そこに約1万点保管してあります。その中で大変貴重なものとして全国的に注目されていますのが白方地区の西光遺跡から出土した、約3万3000年前～3万1000年前と考えられる石器です。この時代は旧石器時代と呼ばれ、石器を用い、狩りをして生活をする人々がいたと考えられています。ぜひ皆さんにも見ていただきたいと思います。

この他にも茨城県の指定を受けているもの東海村の歴史を知ることができるたくさんの出土品があります。そして、この後から近現代までたくさんの貴重な資料、例えば村松海岸の松林がなぜ造られたか、海岸沿いの人々の暮らしはどうだったのかなどもあります。これらを村民がいつでも見たり、ものによっては触れたり、また子どもたちには昔の生活を知り、体験し今を考えこれからを考える機会となる事をめざして、交流館建設が進められています。

少子高齢化の時代に必要な施設かとの声もありますが、この地の歴史は後世にしっかり受け継いでもらう、これは行政にしかできない仕事です。そして少子高齢化現象は政治がつくりだしたものです。今東海村も出生数が減ってきて年間300人を切ったことを懸念する声が上がっていますが、「東海村で是非産み育て暮らしたい」と思っている環境整備が重要と考えます。

もう一つのご報告は、平成15年2月に判明した川根地区への産廃焼却施設建設問題についてです。当時の押延区はこの年の3月20日に反対決議を上げています。設計図に問題があったこと、民家とあまりに近かったことなど問題が多かったのですが、茨城県が許可を出したことから、住民が裁判に入りました。提訴から11年たちこれまで6回住民が負ける裁判を行ってきました。しかし今年2月27日、建設工事差し止めを言い渡す判決が東京高裁で下されました。当然焼却炉設計の問題と経理的基礎が不備という内容でした。大変貴重なとくみだったと言えます。

押延地区をめぐるっては、もっと身近なことなどまだまだたくさんの課題がありますが、ごいっしょに解決に向けて取り組んでいきたいと思えます。今日は大変お疲れさまです。

国保

全国の8割の自治体で、平均4万9千円の値上げの危険 —「19年度標準保険料率」の動向調査の結果—

2019年度以後、全国の自治体で、国保料(税)の連続・大幅値上げの危険がせまっていることが、各都道府県が発表した「標準保険料率」に基づき、市区町村(東京23区を含む)の国保料(税)を算出した結果で明らかになりました。

安倍政権は、昨年4月から「国保の都道府県化」をスタートさせました。2018年度は、統一地方選挙前ということもあり、国民の批判をおそれて「激変緩和」を国が指示したために、国保料(税)の全国的な負担増という事態には至りませんでした。2019年度以降は、本格的に、値上げの仕掛けが動きだそうとしています。(裏側へ)

その仕掛けとは、「標準保険料率」の水準に合わせて国保料(税)を引き上げること、市区町村に強要していくということです。

「標準保険料率」は、安倍政権が導入した「国保の都道府県化」によってつくられたもので、市区町村が、保険料(税)の値上げを抑えたり、独自の減免措置を実施するために行っている一般会計から国保会計への公費繰入(政府の言い方は「法定外繰入」)を行わないことを前提に計算されています。

安倍政権は、「法定外繰入の解消」の号令をかけ、実際の国保料(税)を「標準保険料率」に合わせることを市区町村に求めています。市区町村の国保料(税)を「標準保険料率」に合わせようとすると、これまで国保料(税)の値上げを抑えてきた自治体や、子育て世帯や低所得者、障害者、ひとり親家庭など、それぞれの自治体が実情にあわせて独自の減免をしてきた自治体は、大きな値上げを強いられることとなります。

日本共産党は、「2019年度・標準保険料率」を発表している38都道府県(1429市区町村)で、市区町村が「標準保険料率」どおりに国保料(税)を改定した場合、負担額がどうなるかを、モデル世帯を置いて試算しました。(試算時点では、茨城県は発表していません)

試算結果の詳細資料は別にありますが、紙面の関係で次のようにまとめました。

- 8割の自治体で国保料(税)の値上げとなる。
- 「給与年収 400 万円・4 人世帯(30 歳代の夫婦+子 2 人)」でみると、80%、1144市区町村で値上げとなる。平均値上げ額は 4・9万円である。
- 給与年収の単身世帯、年金収入の高齢夫婦世帯、自営業の 3 人世帯など、別のモデル世帯でも、約8割の自治体で値上げという傾向は同じであった。

「都道府県化」された国保は 6 年サイクルで運営されることになっており、政府は、今後 4~5 年をかけて、国保料(税)を「標準保険料率」の水準に「統一」していくことを自治体に要求しています。

現在明らかにされているのは18年度と19年度の「標準保険料率」だが、「標準保険料率」自体が、高齢化による給付費の増加などによって毎年のように引き上がる仕組みになっています。「標準保険料率」というゴールまで走ることをせまられる上に、ゴール自体がドンドン引き上げられていく。市区町村はいま、二重の国保料(税)引上げの圧力にさらされているのです。

こうして、国保料(税)の大幅な値上げが、今後4~5年程度で連続的に行われる危険があることを、強く告発しなければなりません。実際に東海村も「県域化後も段階的に引き上げることになるだろう」と述べています。

国保料(税)は、今でも高すぎる水準にあり、協会けんぽ、組合健保、共済などの他の公的医療保険と比べても、大きな格差がある。これをさらに引き上げれば、住民の命と健康、暮らしが脅かされるだけでなく、国民健康保険制度そのものの存立さえ脅かすこととなります。この道は絶対に止めなければなりません。

公費 1 兆円投入で国保料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる —日本共産党の提案—

公費 1 兆円投入

日本共産党の政策は、全国知事会、全国市長会など「公費投入で構造問題を解決する」という地方の強い要望とも一致したものです。国保財政への公費負担は、国と都道府県で 4.6 兆円(国 75%、都道府県 25%)であり、これを 1 兆円増やせば、国保料(税)を「協会けんぽ」並みに引き下げることができます。

財源は、アベノミクスで利益を上げた大企業や、富裕層に応分の負担をせよ。例えば、富裕層優遇になっている株式配当や譲渡所得への課税を欧米並みにするだけで 1.2 兆円の財源となります。